

建設経済常任委員会

令和2年12月7日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 5 号 旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について

出席委員（5名）

委員長 向 後 悦 世
委 員 佐久間 茂 樹
委 員 高 木 寛

副委員長 遠 藤 保 明
委 員 木 内 欽 市

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 伊 藤 保

説明のため出席した者（12名）

副 市 長 加 瀬 正 彦
農 水 産 課 長 多 田 一 徳
都市整備課長 栗 田 茂
水 道 課 長 宮 負 亨
そ の 他 担 当 員 4 名

商工観光課長 小 林 敦 巳
建 設 課 長 加 瀬 博 久
下 水 道 課 長 丸 山 浩
農 業 委 員 会 長 向 後 秀 敬
事 務 局 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、委員の皆さんには、また執行部の皆さん、コロナ感染症が拡大している中でありますので、コロナ対策、健康面には十分留意されまして、慎重審議のほどお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

伊藤議長。

○議長（伊藤 保） おはようございます。

建設経済常任委員会委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

いよいよ師走に入りまして、本年最後の委員会となります。どうか、先ほど委員長も言っておりましたけれども、コロナ感染症にしっかりと対策をしながら、新年を迎えていただきたいと、このように思います。

本日は、付託いたしました1議案について、審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、1議案でございます。議案第5号の旭市公営企業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定についての1議案であります。

議案第5号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） おはようございます。

議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定についての補足説明につきまして、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木寛委員。

○委員（高木 寛） それでは質問いたします。

上下水道課が一つになって、本庁舎に移られる。それで、今の事務所というか、事業所はどのような状況になりますか。そのことだけお聞きします。

○委員長（向後悦世） 高木寛委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えいたします。

まず、事務所でございますが、上下水道課、こちらは本庁舎へは移転をいたしません。現在の下水道の浄化センターに水道課と下水道課が、事務所となります。

それと、今の水道庁舎でございますが、こちらは職員が常駐しなくなりますので、今のところはまだ決定したわけではございませんが、警備員を一応配置する予定であります。まだ

決定ではございません。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。ご苦労さまです。

今、高木委員からお話がありましたが、それで、この条例を制定することによって、現況はどう変わるのかというのが、今本庁舎に移転しないと言われましたよね。水道課は今のところが、施設があるから、下水道も今の施設があるところで仕事をしているわけですよね。それで、現況はそんなに変わらないんでしょう。変わるんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えをいたします。

重複いたしますけれども、現況がどう変わるのか。まずは、下水道課はそのままの事務所にございます。水道課は今申し上げましたように、水道課は今の下水道課、浄化センターのほうに移転をいたします。

（発言する人あり）

○水道課長（宮負 亨） はい、移ります。

配水場につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ決定ではございませんが、一応警備を配置する予定であります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 要は、この条例の制定の狙いというのを、ちょっと今分からないところなんです。これを制定することによって、まず第一に仕事がやりやすくなるということが先なんだろうと。

それで、水道課が下水道課のほうに移るという話になって、今施設があそこにあるわけでしょう。それで不便ではないんですか。仕事はやりやすくなるの、逆に。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 水道課が仕事がやりやすくなるのかということでございますが、今現在、水道課職員が常駐しておりますので、破損などが起こった場合、旭地域のみ破損が起

こった場合、増圧をしますので、すぐ対応できますけれども、今度は職員が常駐しない、警備員にやってもらうことになります。

そういうお客様に対しましては、本会議の補足説明でも申し上げましたが、水道課の事務所が移転するということで、当面お客様には場所が変わるということでご迷惑をかけますけれども、その辺につきましては広報等や検針時の周知で、事前に周知を図ってまいりたいと考えております。

これらの組織の、こちらにつきましては行政改革アクションプランに基づく組織のスリム化ということで、決定事項ということで準備を今進めているところでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 分からないことが、この例規もいっぱいあるんですけど、まず水道課、それから下水道課、仕事がやりやすいのが、やりやすくするのが先なんだと思うので、それでちょっと心配するんですよ。下水道のところに水道が行って、そこで事務的な仕事を一緒にするわけなのね。それで能率が悪くなる……。

まず、それと併せてお伺いしますけど、会計、水道事業会計、それから下水道事業会計、農業集落排水事業会計、これは去年どおりなんでしょう。今までどおりっておかしいけど、去年変わったばかりだから、それはちょっと。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それではお答えいたします。

条例のほうでも第2条で一応設置ということで、水道、公共下水道、農業集落排水事業、3つを規定してございます。

会計につきましては、今年の4月1日から下水道事業、農業集落排水事業、企業会計に移行しましたので、引き続き3事業とも企業会計でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、ちょっとだいぶいろいろ分からないことが多くてね。

そうすると、多分会計が違うから、去年、今までどおり会計の担当は、それを例えば集落排水を下水道と一緒に会計をやるということができれば、そこで人員整理するんですか。それだけ教えてもらって。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 人員の整理でございますが、現在下水道課が一応8名職員がおります。水道課が12名ですか。12名です。会計のほうをやっているのが、業務班ということで水道課が4名、下水道課が管理班ということで3名でございます。

統合につきましては、ちょっと本会議の議案質疑で申し上げましたが、まだ具体的な人員の数とかは今のところまだ準備を進めているところでございます。

あくまでも案として示されておりますのが、班、水道課、下水道課、2つの今までの班に、水道課、下水道課を分けるということではなくて、2つの班をとということが示されております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 行政改革ということという意味では、それが狙いなのかなというところでね。やはり現場のことを考えると、上水と下水は別々のほうが、仕事はかなり違うような感じがするのですが、でもその辺分からないので、後でいいですけど、県内で上下水道課、あるいは上下水道課、下水のほうは環境整備とかという課になっているかもしれないですけど、県内の市の状況もちょうと分かったら、後でいいですけど、教えてくださいませんか。

だから、現場のほうはかなり窮屈になるような気がするんだよね、これ。一緒にして。一緒にして、だから狙いは課長職を1つ減らすというのは、これを見るとそんな感じがしなくもない、私を感じるの。そういう意味で、行政改革をやっているということなんでしょうけど、新庁舎ができて、上下水道課の人間、新庁舎に入れないというのも何かかわいそうなような気もするんですけど、何かそう感じるんですよ。

それで、例規集のほうなんですけど、結構いっぱいこれ例規が、今4分の1近くこの例規に関するんだよね。それと関連するんでしょうけど、これいっぱいあるから目次だけコピーしてきたんですけど、かなりあるんだよね。

それで、今回の条例を制定することによって、旭市水道事業の設置等に関する条例を廃止、それから旭市水道事業給水条例の一部改正、これは番号だけだけど、それから旭市下水道事業の設置等に関する条例の廃止、これ去年の12月に改正したやつだよね。1年たつたたたないかのうちだよね。何かそうすると、計画性がどうなのかなと。去年のうちに、こういう話があってもよかったのかなという気がするんだけど、その辺はどうなんですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 昨年、たしか第4回の定例議会だと思います。

昨年は、旭市企業職員の給与及び基準に関する条例ということで新規策定でございました。それで、下水道事業が今年の4月から公営企業に移行するということで、今までは旭市水道事業企業職員という名称を使っていたけども、これは企業職員を削除しまして、下水道と水道課、両方を含めた形での条例の制定ということにいたしました。

その時点では、まだこの今年の統廃合が具体的にはありませんでしたので、そのときは取りあえず企業職員へ移行するというもののみの条例改正をさせていただきました。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 去年の12月にはこの話はなかったという話なんでしょう。下水道課と統合する。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今、水道課長のほうが去年12月でこの話はなかったという話になってしまうと、それは違うので、ここはちょっと訂正の発言をしたいと思います。

まず、行革の中で、上下水道課にしようというのは、もう行革アクションプランの中で相前から出ていました。5年前に、行革アクションプランをつくった時点でもそういう話が出ていました。その中でずっと検討はしてきていた。ただ、去年の12月の改正はあくまでも公営企業に移行するというのは国の方針が1つあって、じゃあそのところはまず先にやらなければいけないだろうと。上下水道課という名称等がまだ正確に定まっていなかったというところが現実にあったので、それについては今回出したということです。

今回あくまでも組織の見直しの中で、当然行革の一環はもちろんあります。ただ、それぞれ人数が、先ほど申し上げたとおり、8人、12人、そこから課長、副課長等を除きますと、実際に事務に従事する職員は、工事現場に出る職員も相当数限られてしまいます。ですから、同じ工事を行う、例えば下水道でも水道でも、掘削溝入って工事を実施するときに、やはり相互が手伝い合えて、技術者も両方で補完できたほうが効率的ではないのかと、そういう面もあって、こういう形にさせていただいたということと変ですけども、市のほうでそういう形でいきたいと思います。当然、公営企業に移行する、システム、電算のほうも統合してできる。

上水道の改定、それから下水道の改定、それぞれ市民の皆様に請求する形も一緒にできるということであればそのほうがいいのではないかと、そういう形で進めてきたわけであります。

去年の段階では、もうシステム統合の予算をもって、それを進めていた段階でありましたので、そういう状況だということを改めてちょっと今補足させていただきます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分そうなんだろうと思うんです。だけど、条例を改正して、1年たつかたないかのうちに廃止するという話があれば、あらかじめ全協でも何でもいいので、将来的にこうなりそうだというあれがあれば、こういう質問はしなくて済むわけですよ。去年の今頃、これをやっていた下水道課長をだいぶ怒らせたみたいですけど、やっていたやつを、今年になって廃止するというのはね。去年質問しなくてもよかったかなと思う。俺の問題で。

だから、そういった意味ではもうちょっと事前に、何かこうにわかに、行政改革、要するに課長職を減らす、あるいは人員を減らすというふうにしたほうが分かりやすい。私だって、公に言っていいかどうか知らないですけど、ただやはり現場の仕事はやりやすくなるように、窮屈にならないように、それを心配しているんですよ。

条例とか決まり事、本議会でもいろいろあったようですけど、結構いろいろあって、これを変えることによって、ちょっと話がまた先に進んじゃいますけど、要綱、規則っていろいろあるんですけど、これから変わりそうなところはあるんですか。変えなきゃならないようなところは。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） まず、1点目、お断りしておきますが、今回本会議でご説明申し上げましたように、一応手続き上は廃止になっていますけども、中身は上水道事業の設置条例、設置に関する条例と下水道事業の2つございます。その中身を変更なく、1つに。手続き上は廃止ですけれども、手続き上廃止にして、新規策定になっていますけれども、実質的にはほとんど現行の条例を一本化したというものでございます。

それと、条例につきましては、取りあえず、設置等に関する条例と、水道事業の一部改正、これのみです。そのほかの例規につきましては、まだ今手続き中なので、ちょっと具体的なまだ決定はしていませんけども、一応、現行、水道事業の条例、規則、要綱、全部で29本ございます。これが一応今見直しをして、19本にする予定です。

(発言する人あり)

○水道課長(宮負 亨) 19です。まだこれは確定では全然ありませんので、その辺。あと、下水道事業が現行では25本、それが17本。それと最後に、公営企業、現行では3本ございます。これが今度統一して13本になります。

(発言する人あり)

○水道課長(宮負 亨) 3本が13本。

ですから、合計としまして、現行が57本、それが改正後、49本。一応8本の減。まだこれは手続き上なので、はっきりしませんけれども、数字の増減がありましたら、この辺はご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員。

○委員(佐久間茂樹) いっぱいあるので、聞いていったら切りがないような気がするので、逆に言ってもらって、これからということで、その辺はよろしくお願いします。

その中で、1つだけ、これは条例、要綱、規程の問題。法律はそんなに詳しくないんですけど、ここに去年もそういう話があった。旭市下水道事業運営協議会条例なんですよ。協議会はこれ条例になっているんですね。水道のほうは、要綱になっているのかな。ぴったり同じではないんでしょうけど、どこだっけ。旭市水道協議会ってどこにある。

(発言する人あり)

○委員(佐久間茂樹) 水道の協議会ありましたよね。これだ。これ規則になっているんだよね。水道事業運営協議会規則。下水道のほうは条例になっていて、水道のほうは規則になっていないですか。法律の問題はよく分からないですけども、この辺はどうなんですか。整理できないんですか。

○委員長(向後悦世) 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長(丸山 浩) いろいろありがとうございます。

昨年ちょっと答弁をいたしまして、繰り返しになりますが、昨年の状況では下水道が公営企業へ移行という中で、例規の新規の制定というものを目指した中で、協議会も全く違う協議会を発足という意味合いから条例を制定したものでございます。

水道に関してちょっと私がコメントすることはちょっと苦しいんですけども、今回は上下水道になりますけれども、従前の例にはスライドということで、そこまでの協議が整って

いないということで、今後、令和３年度以降、そういった部分について細部を見直すという作業になると思います。すみません。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。

57本を49本にということで、改正が結構大変な仕事なんだろうと思いますので、よろしくお願いします。

ただ、やっぱりくれぐれも現場の仕事がやりやすくなるような配置、人員を含めて、そういうところに気を配っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第５号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより、討論を省略して議案を採決いたします。

議案第５号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課より、被災住宅修繕緊急支援事業について報告させていただきます。

令和元年台風15号等、一連の災害により被災した住宅の屋根または外壁等を修繕する工事費の一部を支援するための補助事業としまして、昨年12月より継続して相談、申請をいただいているところです。

本事業につきましては、一連の台風等により千葉県内で重大な被害があったことから、国及び県の補助を主な財源として急遽制度化したのですが、国の補助が令和2年度で終了になることから、県内の多くの市町村では既に申請受付を終了、または本年12月で終了を予定しているものです。

市では、被災された方の申請期間をなるべく長く確保するため、令和3年2月26日までとした上で、申請受付を終了する予定ですので、ご報告いたします。

なお、終了に当たり、なるべく多くの方に補助制度をご利用いただけるよう、広報誌やホームページなどで周知を図ってまいります。

以上で、都市整備課からの報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時27分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世